平成２８年（フ）第６０８号
神戸市北区ひよどり台３丁目10番地15棟505号
債務者　東　　秀仁
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１９号
神戸市東灘区深江本町２丁目12番11号　ＴＭハイツ深江　203号
債務者　上野　美幸
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２１号
神戸市長田区大谷町２丁目７番22号伊藤ハイツ105号
債務者　宮城　邦宏
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５７号
広島県福山市西深津町１丁目２番７号　ＳＡＴＯビル西深津206
債務者　谷山　芳美
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１６１号
広島県福山市南本庄４丁目９番15号　２－６
債務者　廣江　友恵
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１７１号
広島県福山市引野町４丁目18番22号
債務者　古川チヅ子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３９２号
熊本市東区健軍３丁目14番10号　健軍Ｍ２マンション203号、前住所熊本市東区秋津３丁目３番13号　ルシオールＢ　202号
債務者　平田あけみ
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４３１号
熊本市東区健軍本町17番13―402号　ハウベストマンション健軍二番館402号
債務者　澤田　孝弘
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４３号
青森県黒石市緑ケ丘40番地　市営住宅68号、旧住所青森県黒石市大字内町62番地７　中谷アパート３号
債務者　猪股　幸男
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２９号
大分県佐伯市中ノ島東町３番31―20号
債務者　佐藤　麻美
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
山口県防府市大字田島764番地の３
債務者　道下　京子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
盛岡市向中野５丁目９番１号　ジュエルＢ101号
債務者　村松　太一
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３１０号
盛岡市向中野５丁目９番１号　ジュエルＢ101号
債務者　村松あゆみ（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２８４号
愛知県稲沢市西町３丁目６番５号　ベルアンビシャス103
債務者　三浦　浅夫
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１０６号
山口県山陽小野田市住吉本町１丁目４番18号
債務者　伊藤　道子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１２２号
長崎県諫早市多良見町中里50番地１インフィニティールーチェ101号
債務者　山下　美紀
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
長崎県大村市鬼橋町759番地６
債務者　内田　千秋
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係